

## 第1回寒河江市中学校部活動改革検討委員会

日 時 令和6年5月24日(金)

午後3時00分～午後4時30分

場 所 寒河江市立図書館 2階 会議室

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 教育長あいさつ

#### 3 自己紹介

#### 4 報告・協議

(1) 寒河江市における部活動改革の現在の状況について

(2) 寒河江市中学校部活動改革年間計画について

(3) スポーツ庁による地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）について

(4) 寒河江市地域クラブの認定に関する要綱について

(5) その他

#### 5 その他

#### 6 閉 会

#### 【配布資料】

資料1 寒河江市における部活動改革 説明資料

資料2-1 寒河江市中学校部活動改革ロードマップ

資料2-2 寒河江市中学校部活動改革年間計画

資料3 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）について

資料4 寒河江市地域クラブの認定に関する要綱について

資料5 寒河江市における部活動改革のガイドライン（令和6年3月策定）

資料6 学校部活動の在り方に関するガイドライン（令和6年3月策定）

資料7 市内各中学校教員のアンケート結果について

資料8 関係資料 QR コード

資料9-1 寒河江市内中学校 部活動加入状況調べ

資料9-2 寒河江市内中学校 地域クラブ加入状況調べ

## 第 1 回寒河江市中学校部活動改革検討委員会 名簿

### 1.組織

#### (1) 検討委員会

	団体名または役職	氏名	出欠
1	寒河江市教育委員会 教育長		出席
2	(一社)寒河江市スポーツ協会 副会長		出席
3	寒河江市スポーツ少年団 本部長		欠席
4	寒河江市スポーツ推進委員会 会長		出席
5	寒河江市総合スポーツクラブ アスポートさがえ 会長	☆	出席
6	寒河江市芸術文化協議会 副会長	☆	出席
7	寒河江市PTA 連合会 副会長	☆	出席
8	寒河江市PTA 連合会 母親委員長	☆	欠席
9	寒河江市立陵東中学校長		出席
10	寒河江市立陵南中学校長		出席
11	寒河江市立陵西中学校長		出席

☆：今年度から検討委員会委員に選出。

#### (2) 事務局

	役職	氏名
1	寒河江市教育委員会学校教育課長	
2	寒河江市教育委員会学校教育課指導推進室長	
3	寒河江市教育委員会生涯学習課長補佐	
4	寒河江市教育委員会スポーツ振興課長補佐	
5	寒河江市教育委員会学校教育課指導推進室長補佐	☆
6	寒河江市教育委員会学校教育課学校再編整備室長補佐	

☆：今年度から検討委員会事務局担当。

## 寒河江市中学校部活動改革検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市内中学校の部活動改革（以下「部活動改革」という。）について、関係者及び関係団体の意思統一を図り、部活動改革を適切かつ効率的に推進するため、寒河江市中学校部活動改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動改革の推進に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会の委員は、11名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 寒河江市スポーツ協会代表
- (2) 寒河江市スポーツ少年団代表
- (3) 寒河江市スポーツ推進委員会代表
- (4) 市内の総合型地域スポーツクラブ代表
- (5) 寒河江市芸術文化協議会代表
- (6) 寒河江市PTA連合会代表
- (7) 寒河江市PTA連合会母親委員会代表
- (8) 寒河江市立陵東中学校長
- (9) 寒河江市立陵南中学校長
- (10) 寒河江市立陵西中学校長
- (11) 寒河江市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 検討委員会は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成する。

(庶務)

第8条 検討委員会に関する庶務は、寒河江市教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 寒河江市部活動改革 検討委員会説明資料 (寒河江市の部活動改革について)

令和6年5月24日(金)

寒河江市立図書館 2階 会議室

寒河江市教育委員会  
学校教育課 学校再編整備室

# 部活動の意義と位置づけについて

## ➤ 教育的意義

- 部活動は、体力や技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など多様な学びの場として教育的意義を有してきました。

## ➤ 学校教育での位置づけ

- これまでの部活動は、顧問の教師の指導の下、教師の献身的な支えにより学校教育の一環として行われてきました。

## 部活動改革の背景

- 少子化の進展
- 学級数減による教員数の減少
- 部活動数の減少



**これまでのような部活動の持続は大変困難**

# 部活動の課題について（生徒側）

## ➤ 生徒の希望とのギャップ

- チーム編成ができない。
- やりたい部活動がない。
- やりたい活動と実際が違う。



**持続可能な部活動**

# 部活動の課題について（教師側）

## ➤ 教師による献身的な姿勢

- 競技や種目等の経験がない教師にとって多大な負担。
- 時間外勤務時間の理由の多くが部活動指導。
- 部活動のために、休日を返上する体力的・心理的負担も大きい。



**教師の負担軽減**  
**部活動改革**

# （山形県）部活動改革の目的について

両立

- ・生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境
- ・教師の働き方改革

（山形県）休日の部活動の考え方について

**部活動は平日のみ**とし、**休日は原則行わない。**

（中体連主催大会等へ学校単位で参加する場合を除く。）

R5～R7まで**段階的に**進め、**可能な限り早期の実現を目指す。**

# 寒河江市の部活動改革について

## 最上位目標

➤ **生徒の主体性を育む活動を支援する。**

## 上位目標

- 生徒が主体的に参加できるスポーツ・文化芸術活動環境の構築
- 教師の時間外勤務時間の削減

# 任意加入とは

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動。任意加入が前提。
- 令和4年度までは、学校の方針として全生徒が加入。

期間	組み合わせ
R4まで	部活動＋外部活動
R5以降	①部活動 ②地域クラブ（外部活動） ③所属しない ④部活動＋地域クラブ

# 令和7年7月以降の部活動について

これまで

平日

中学校教師  
部活動指導員

休日

**学校部活動**

部活動の延長  
ではない。

令和7年  
7月以降

平日

中学校教師  
部活動指導員

**学校部活動**

地域の指導者

休日

**≠ 地域クラブ**

- 学校部活動は平日の活動は継続する。
- R6 1・2年生が任意加入。  
3年生は加入の確認。

- 地域クラブ等への加入はあくまで任意。（部活動の延長ではない。）
- 学校部活動とは、活動内容や方針が異なる場合もある。
- 複数の学校の生徒や市街の生徒が参加することも見込まれる。
- 費用は原則、受益者負担。

# 地域クラブでの活動で期待できる点

## 生徒側

- 学校にある部活動の種目だけでなく、自分の好きな競技や活動を選択できる。
- 平日は部活動、休日は地域クラブという選択もできる。
- 専門の技術を持つ指導者から指導を受けることができる。

## 教師側

- 教師の働き方改革が進み、ゆとりが生まれることが考えられる。

# 地域クラブで活動する際の懸案事項

## 生徒側

- 加入したい地域クラブの有無
- 地域クラブの指導者の有無
- 指導者への謝金、会場使用料、保険の加入などで活動費用が必要。保護者の経済的負担が増える。
- 活動場所への移動手段

## 地域クラブの指導者側

- 生徒への指導についての不安

## 中体連主催大会への参加について

R5より中体連大会に、地域クラブからも参加が可能となった。

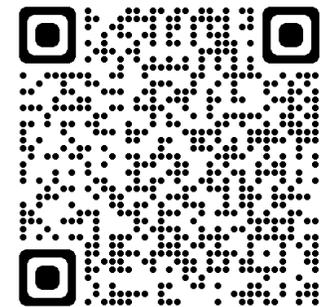
- 団体競技は、県大会からの参加。  
地域クラブ同士で出場枠を争う。
- 個人競技や種目は、地区大会からの参加もある。

# 中体連主催大会への参加について

中体連大会への参加意向は、各クラブで異なる。  
生徒は5月中旬までに中体連大会への参加チーム  
を選択する。

「学校部活動」か「地域クラブ」か

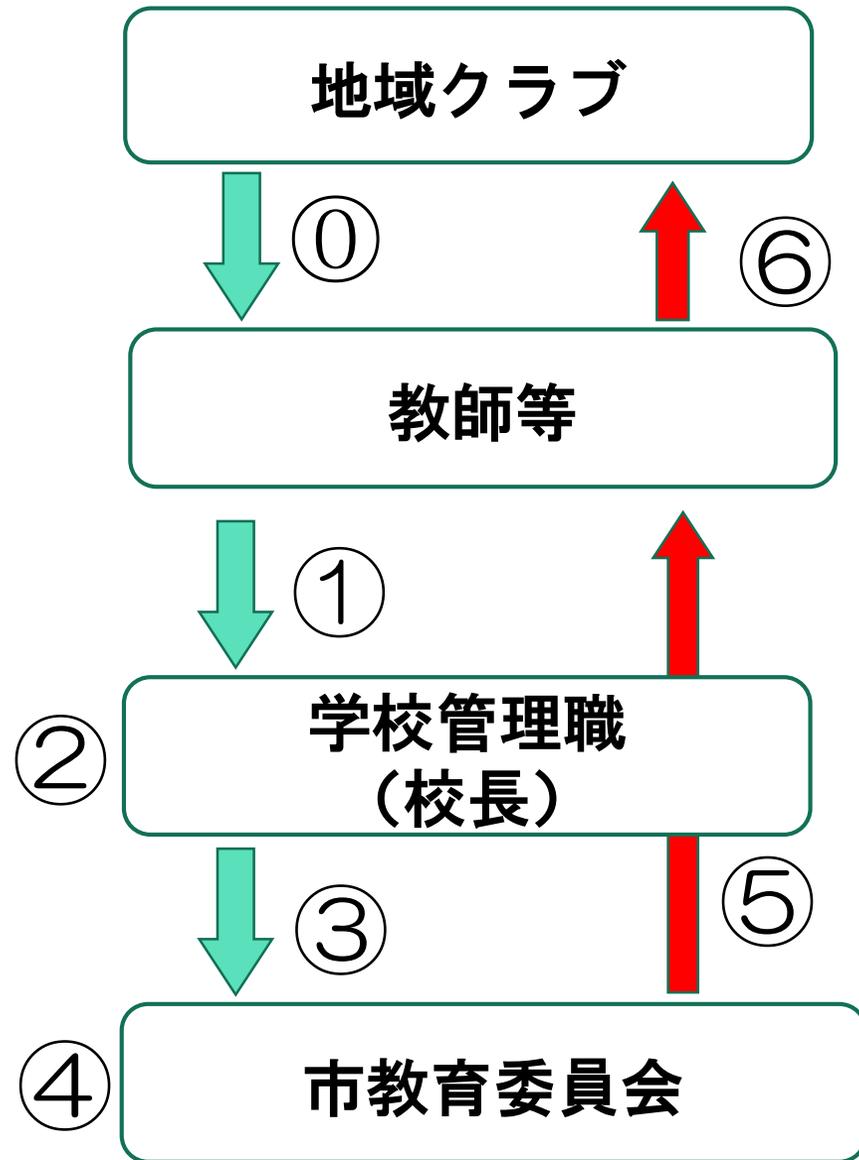
詳しい参加条件等については、中体連のホーム  
ページや顧問の先生に確認する必要がある。



# 教師の働き方（兼職兼業）について

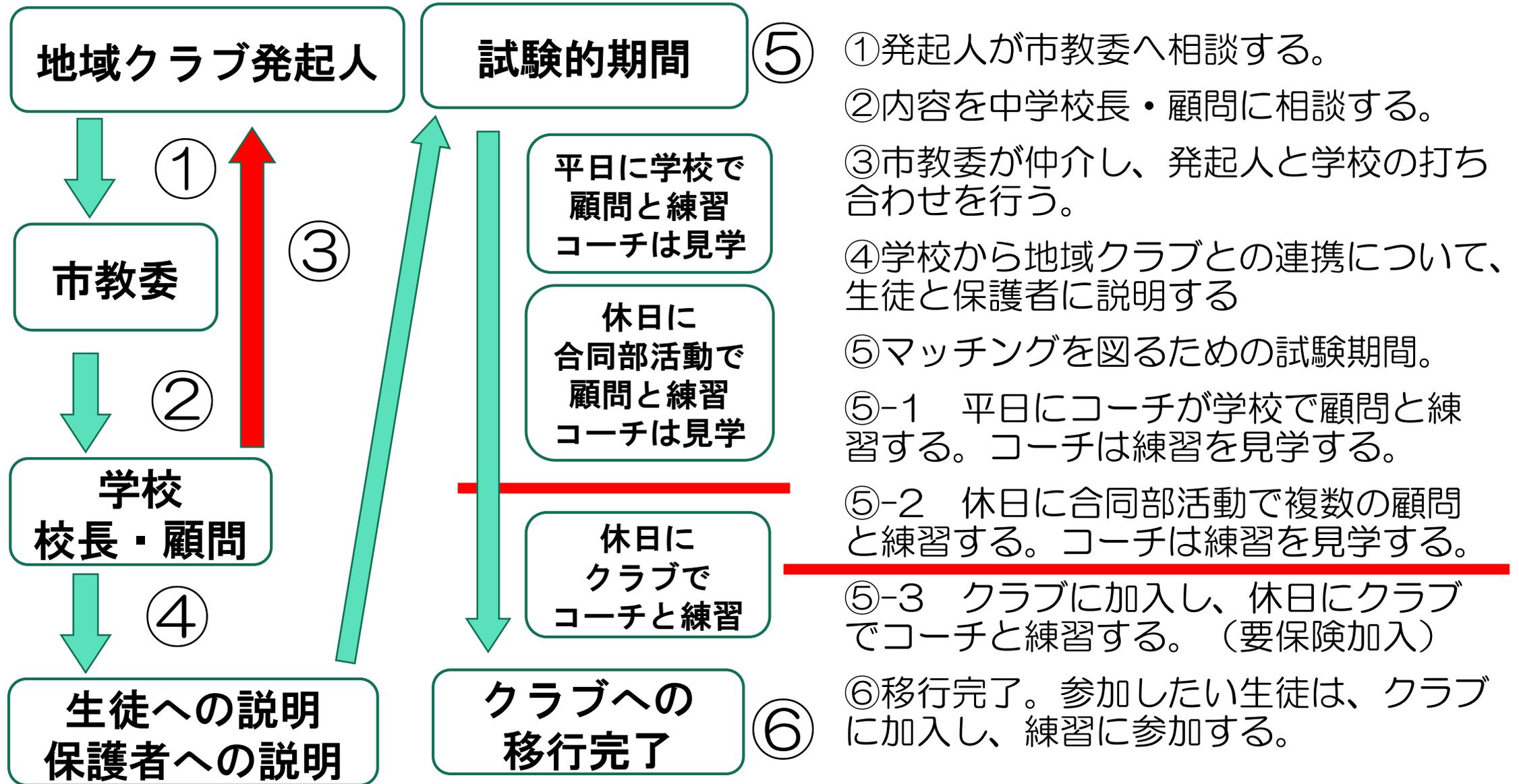
- 教師が地域クラブにおいて、報酬を得て指導等にあたる場合は、「**兼職承認申請書**」を提出し、市教育委員会の許可が必要となる。
- 教師が実際に指導を望んでいないにもかかわらず、**周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じ**ることは防がなければならない。
- **ボランティアで活動する場合**は、「兼職承認申請書」の提出は必要がない。労働時間ではないため、時間外勤務時間に通算する必要がない。

# 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（概要版）



- ① 地域クラブ活動における指導等の依頼状
- ② 所属長へ兼職承認申請書の提出（市教育委員会の所定様式）
- ③ 所属長は本務への支障の有無などの確認・了承（勤務日時や従事時間、健康管理等の観点）
- ④ 希望する教師等の兼職承認申請書と意見書を教育委員会へ提出（市教育委員会の所定様式）
- ⑤ 学校から申請書と意見書を受理。本務への支障の有無や報酬額などの確認。
- ⑥ 兼職兼業の許可。兼職兼業許可書の送付
- ⑦ 許可の内容等に基づく契約。活動開始

# 地域クラブを新たに立ち上げる場合の例



- ⑤
- ①発起人が市教委へ相談する。
  - ②内容を中学校長・顧問に相談する。
  - ③市教委が仲介し、発起人と学校の打ち合わせを行う。
  - ④学校から地域クラブとの連携について、生徒と保護者に説明する
  - ⑤マッチングを図るための試験期間。
    - ⑤-1 平日にコーチが学校で顧問と練習する。コーチは練習を見学する。
    - ⑤-2 休日に合同部活動で複数の顧問と練習する。コーチは練習を見学する。
    - ⑤-3 クラブに加入し、休日にクラブでコーチと練習する。(要保険加入)
  - ⑥移行完了。参加したい生徒は、クラブに加入し、練習に参加する。

# R5~R8の休日の部活動のあり方について

R6年度 の学年	R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月	4~6月	7~3月
高1	中3							
中3	中2	中2	中3					
中2	中1	中1	中2	中2	中3			
中1			中1	中1	中2	中2	中3	
小6					中1	中1	中2	中2
小5							中1	中1

休日の部活動  
なし

# 休日の部活動の活動時間の段階的な縮減

	R4年度			R5年度												R6年度						R7年度						R8年度													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
通常期間	月曜日と木曜日を休養日とする																																								
	土・日いずれかを休養日とする			月に1回以上は土・日とも休養日とする												月に2回以上は土・日とも休養日とする						休日の部活動は行わない																			
強化期間	木曜日も活動してよい(学校の判断で)																																								
	土・日とも活動可			土・日いずれかを休養日とする												木曜日を休養日とする						強化期間を設けない																			
	活動時間を延長してもよい																																								
	終了時刻の延長はしない																																								

# 令和5年度部活動改革の取り組み

- 寒河江市学校部活動改革検討委員会 5回開催
- 部活動改革に関わる検討会議（校長会議） 6回開催
- 受け皿となる地域クラブ関係者との情報交換会 3回開催
- 児童・生徒、保護者、教員へのアンケートの実施
- 寒河江市における部活動改革のガイドラインの策定
- 部活動の在り方に関するガイドライン（学校用）の作成
- 令和5年7月から令和6年6月まで、学校部活動の月1回以上の土日の連続した休みの設定

# 令和6年度部活動改革の計画

- ① 寒河江市中学校部活動改革検討委員会（4回）
- ② 部活動のあり方検討会議(市内中学校長)（5回）
- ③ 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（実証事業）への参加
- ④ 地域クラブの認定に関する要綱の制定
- ⑤ 中学校教師への部活動改革と兼職兼業についての説明
- ⑥ 保護者・保護者会代表への部活動改革説明（随時）
- ⑦ 令和6年7月から令和7年7月まで、学校部活動の月2回以上の土日の連続した休みの設定

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業について

- ① 地域クラブ運営の試行のための実証事業  
（予定：軟式野球、卓球、剣道、ソフトテニス、バスケットボール、陸上、ソフトボール、空手、複合種目スポ少、クライミング、陵南男子バスケ、陵南女子バレー、吹奏楽）
- ② 部活動コーディネーターの配置
- ③ 地域クラブ指導者研修会の開催（7月、11月）

# 部活動改革への理解

## ➤ 団体・生徒・保護者・地域・学校と 部活動改革の**理念の共有**



### 生徒・保護者

- 部活動改革についての理解
- 地域クラブについての理解

### 関係団体

- 部活動改革についての理解
- 「子どもの活動の場」づくり

### 中学校

- 教師の兼職兼業について
- 部活動の休廃部の検討
- 中体連の方向性についての議論

### 教育委員会

- 部活動改革の説明
- 実証事業の有効活用

# まとめ

これからの子どもたちの活動

**持続可能**がキーワード

学校、スポーツ芸術文化関係団体、地域、保護者の当事者意識

生徒の主体性を育む活動を支援できる環境

これまで学校部活動が果たしてきた役割・効果

これからの地域での活動の場の広がりへの期待

新しい形の持続可能な子どもたちの活動

## トライ & エラー

# 情報提供

部活動改革についてのこれまでの会議の内容や市の方針等については、市ホームページで公開しております。





## R6 寒河江市中学校部活動改革に関わる年間計画（案）

## ○寒河江市部活動改革検討委員会

回	日時	会場	内容
第1回	5月24日(金) 15:00~	市立図書館 会議室	部活動改革の現在の状況について、部活動改革年間計画について、地域クラブの認定について 等
第2回	7月31日(水) 15:00~	市立図書館 会議室	市内各中学校の各部活動の加入状況について、実証事業について
第3回	12月18日(水) 15:00~	市立図書館 会議室	実証事業の進捗状況について、委託先の地域クラブからの報告
第4回	令和7年2月12日(水) 15:00~	中央公民館 第一研修室	まとめ、次年度の計画

## ○寒河江市立中学校の部活動改革に関わる検討会議

回	日時	会場	内容
第1回	5月10日(金) 10:00~	市役所 202 会議室	第1回検討委員会に向けた話し合い。
以降 5回前後			検討委員会前に開催

## ○各関係団体あて説明会（随時）

## 令和6年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)」並びに「文化部活動改革(地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業)」の取り組みについて

### 事業の趣旨

県においては、国の方針及び「山形県における部活動改革のガイドライン(令和5年3月)」を踏まえ、地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、市町村の地域スポーツ・地域文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進することとしている。

### 寒河江市の実証事業について

- 本市で実施予定のスポーツ庁による「地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)」(以下、「スポーツ実証事業」という。)並びに文化庁による「文化部活動改革(地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業)」(以下文化実証事業という)は、主に休日の部活動に代わる生徒の活動場所の創出と地域クラブの運営の試行のための実証事業である。
- スポーツ実証事業と文化実証事業(以下「実証事業」という。)で行うことは、3つ。
  - ①休日の地域クラブの運営の試行。
  - ②部活動コーディネーターの配置。
  - ③地域クラブの指導者や保護者を対象とした指導者研修会の開催。
- 本事業は単年度のものであり、次年度も継続するかについてはわからない。
- 委託予定期間は、令和6年8月頃～令和7年1月頃まで。

#### ① 地域クラブへの委託について

- 実証事業は、各地域クラブへの委託事業となる。補助事業ではないため、委託された事業金額の内使用した額が、地域クラブに支払われる。
- 対象となる経費は、指導者の謝金並びに事務局の謝金と施設使用料。その他の借損料、消耗品、印刷費等は対象としない。(地域クラブの自主運営の在り方を検証するため。実際の経費を把握し、今後の地域クラブの運営に生かす。)
- 今年度は、13団体(軟式野球、卓球、剣道、ソフトテニス、バスケットボール、陸上、ソフトボール、空手、複合種目スポ少、クライミング、陵南男子バスケ、陵南女子バレー、吹奏楽)に対して依頼をしている。

#### ② コーディネーターの配置について

- 学校・部活動顧問と地域クラブと教育委員会の調整を行う役。活動に係る地域クラブの相談なども受ける。学校教育課へ配置する予定。

### ③ 指導者研修会

- 地域クラブの指導者や指導者候補、保護者を対象とした、生徒に指導をするために必要な知識について学ぶ研修会。受講修了者には、受講証明書を発行する。  
西村山 1 市 4 町で協力して運営する。

### 実証事業（委託事業）についての留意点

- 地域クラブは、「寒河江市における部活動改革のガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」並びに「学校部活動ガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の趣旨を踏まえて活動する。（生徒の平日と休日の活動時間）
- 生徒が学校部活動と地域クラブで並行して活動する際に、休養日を設定し、過度な活動にならないようにする。

## 地域クラブの認定について(要綱をつくる前の条件整理)

◇なぜ地域クラブの認定についての要綱をつくるのか。

- ・ 地域クラブが「寒河江市における部活動改革のガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」並びに「学校部活動ガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を理解し、生徒の休日の活動が、より良いものとしていくため。
- ・ 地域クラブと学校と教育委員会の連携を深めるため。
- ・ 地域クラブの活動が、過度な活動となり生徒の負担とならないようにするため。
- ・ 生徒の多様なニーズに応えられるよう、ガイドラインを踏まえた活動をする地域クラブを増やすため。

■地域クラブの対象について（要綱に盛り込む内容）

- ・ 生徒のスポーツ・芸術文化活動を保障するためのクラブであること。
  - ・ 寒河江市内に本拠があり、活動を継続的、計画的に行う団体であること。
  - ・ 会則または規約があること
  - ・ ~~対象の種目は中体連または中文連加盟団体であること。~~
  - ・ 地域クラブの構成員は、原則として5人以上であり、その半数以上が、市内中学校在学中の生徒であること。（文科系クラブを想定）
  - ・ ~~地域クラブの代表者が市民であり、事務局が市内にあること。~~
  - ・ 事故防止、体罰やハラスメント行為の防止に努めていること。
  - ・ 保険に加入していること
  - ・ 地域クラブの指導者は、日本スポーツ協会の競技別指導者資格等を所持、または、教員免許を所持したことがある、及びスポーツや芸術文化等における指導経験を有することが望ましい。或いは市で開催する指導者研修会を受講予定で受講することを条件とする。
- ※地域クラブの認定申請の際には、構成員名簿の提出を求める。予算書・計画書等の提出は求めない。
- ・ ガイドラインを踏まえて活動すること。
  - ・ 地域クラブの構成員の募集範囲は、同一中学校区に留まらないこと。

■減免について

- ・ 学校部活動と地域クラブは違う。社会体育施設の減免の割合は、スポ少と同様と

考えてはどうか。文化施設については、社会教育団体と同様と考えてはどうか。

- 減免についての詳細は、別紙。

#### ■課題

- 指定管理者の寒河江市スポーツ協会は、施設使用料を収入として見込んでいるため、市民体育館の減免が難しい。また、部活動以外は減免していない。
- 指導者研修は2年に1回程度受けることとしてどうか。
- 地域クラブの構成人数は、運動系と文科系とで変わってくる。要綱への表記を検討する。
- 考えられる地域クラブの登録制のメリットとデメリット（検討中）。

（メリット）

施設の減免対象となる。

他の地域クラブよりも優先的に、学校施設を使用できる。

（デメリット）

申請と認定に手間がかかる。

条件が合わずに、地域クラブに認定されない。

認定をされなくても、スポ少や社教団体なら減免を受けることができる。

## 減免対象施設とその有無（部活動改革に係る）

	学校部活動		スポーツ少年団		地域クラブ（案）		社会教育団体	
	会場 使用料	照明 使用料	会場 使用料	照明 使用料	会場 使用料	照明 使用料	会場 使用料	照明 使用料
①チェリーナさがえ	減免なし							
②市民体育館	減免	減免	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
③市民体育館 テニスコート	減免	減免	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
④市民体育館 柔道場・剣道場	減免	減免	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし
⑤市民野球場	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免なし	減免なし
⑥柴橋コミュニティセンター	減免	季節加算料						
⑦小・中学校	減免	減免なし						
⑧公民館	減免	減免なし						
⑨フローラ SAGAE	減免なし	減免なし	減免なし	減免なし	減免	減免なし	減免	減免なし
⑩中央公民館	減免	減免	減免なし	減免なし	減免	季節加算料	減免	季節加算料
⑪ハートフルセンター	減免	減免	減免なし	減免なし	減免	季節加算料	減免	季節加算料

関連する条例

寒河江市体育施設に関する条例並びに施行規則	①②③④
寒河江市都市公園条例並びに施行規則	⑤
寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例	⑥
寒河江市立学校の設置等に関する条例並びに施行規則	⑦
寒河江市公民館に関する条例並びに施行規則	⑧
寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例並びに施行規則	⑨
寒河江市市民文化会館に関する条例並びに施行規則	⑩
寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例並びに施行規則	⑪

寒河江市中学校部活動改革検討委員会

令和6年5月24日(金)

資料の URL 及び QR コード

山形県 部活動改革

<https://www.pref.yamagata.jp/700021/supoho/undoubukatsu/undoubukatsu.html>



山形県における部活動改革のガイドライン

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/28174/bukatsukaikakuguideline.pdf>



寒河江市における部活動改革

<https://www.city.sagae.yamagata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/bukatsu-kaikaku.html>



山形県中学校体育連盟

<https://www.cyutairen.jp/>



スポーツ庁 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する  
総合的なガイドラインについて

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00002.htm)



スポーツ団体ガバナンスコード

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412105.htm)



令和6年度 寒河江市内中学校 部活動加入状況調べ

資料9-1

	陵東中			陵南中			陵西中		
	中1	中2	中3	中1	中2	中3	中1	中2	中3
陸上（男子）				5	10	5			
	0			20			0		
陸上（女子）				1	3	4			
	0			8			0		
水泳（男子）				4	2	3			
	0			9			0		
水泳(女子)				0	1	2			
	0			3			0		
男子バスケット	10	10	9	16	10	16	1	4	3
	29			42			8		
女子バスケット	5	4	7	8	4	9	3	4	7
	16			21			14		
サッカー（男子）				1	6	4			
	0			11			0		
野球	2	2	10	2	9	1	2	0	9
	14			12			11		
新体操				5	0	5			
	0			10			0		
男子バレー	2	8	9	10	7	5	2	8	4
	19			22			14		
女子バレー	7	4	11	6	5	8	8	4	3
	22			19			15		
男子ソフトテニス	8	11	3	15	4	12			
	22			31			0		
女子ソフトテニス	3	13	8	10	6	8			
	24			24			0		
卓球（男子）	8	11	4	4	15	9	5	2	3
	23			28			10		
卓球（女子）	2	0	7	8	6	7	2	3	0
	9			21			5		
ソフトボール	2	5	3	4	1	6	0	3	6
	10			11			9		
柔道（男子）	7	4	4	3	6	2			
	15			11			0		
柔道（女子）	4	3	1	1	2	1			
	8			4			0		
剣道（男子）	2	2	7	8	6	3			
	11			17			0		
剣道（女子）	2	0	0	4	4	3			
	2			11			0		
運動部 合計	64	77	83	115	107	113	23	28	35
	224			335			86		

吹奏楽（男子）	1	3	5	0	1	1	2	0	2
	9			2			4		
吹奏楽（女子）	12	11	8	13	9	7	8	5	3
	31			29			16		
美術（男子）				1	0	1			
	0			2			0		
美術（女子）				9	8	11			
	0			28			0		
PC・科学（男子）				6	2	8			
	0			16			0		
PC・科学（女子）				4	0	1			
	0			5			0		
創作（男子）				1	1	1			
	0			3			0		
創作（女子）				7	5	3			
	0			15			0		
総合文化（男子）	0	0	4						
	4			0			0		
総合文化（女子）	5	7	2						
	14			0			0		
文化部 合計	18	21	19	41	26	33	10	5	5
	58			100			20		
部活動 合計	82	98	102	156	133	146	33	33	40
	<b>282</b>			<b>435</b>			<b>106</b>		
部活動未加入	44	50	24	31	46	17	9	4	3
	118			94			16		
合計（生徒数）	126	148	126	187	179	163	42	37	43
	400			529			122		
部活動・地域クラブ 共に未加入	14	26	5	11	33	11	0	0	0
	<b>45</b>			<b>55</b>			<b>0</b>		